

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月7日

横浜市契約事務受任者
道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

野毛ちかみち北3出口シャッター修繕

2 履行(納品)場所

中区桜木町1丁目1番地先

3 契約日

令和7年3月7日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月28日

5 契約金額

36,300円(うち消費税及び地方消費税相当額3,300円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県横浜市中区吉田町65 ERVIC横浜10階
文化シャッター株式会社
横浜営業部 部長 野口 秀達

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

野毛ちかみちでは、安全上の措置として夜間にシャッターで出口を閉鎖していますが、令和7年3月5日に野毛ちかみち北3出口シャッターの動作不良が発生しました。シャッターが動作なくなると、利用者に多大な影響を及ぼすため、シャッター修繕の緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急の必要により競争入札に付することができないため、一般競争入札有資格者名簿から、野毛ちかみちのシャッター修繕実績がある事業者を選定しました。

9 所管課

道路局道路部施設課